

第 3 部

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

国の基本指針に基づき、以下の1から8の項目について数値目標を定めます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和5年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行すること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和元年度末時点の施設入所者 61 人のうち4人が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数（A）	61 人
【目標値】地域生活移行者数（B）	4 人
移行率 $(B/A) \times 100$	6.5%

（2）施設入所者数

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末時点での施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6% 以上削減すること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度末時点での施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1人削減することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数（A）	61 人
【目標値】削減見込（B）	1 人
削減率 $(B/A) \times 100$	1.6%

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<国の成果目標>

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。

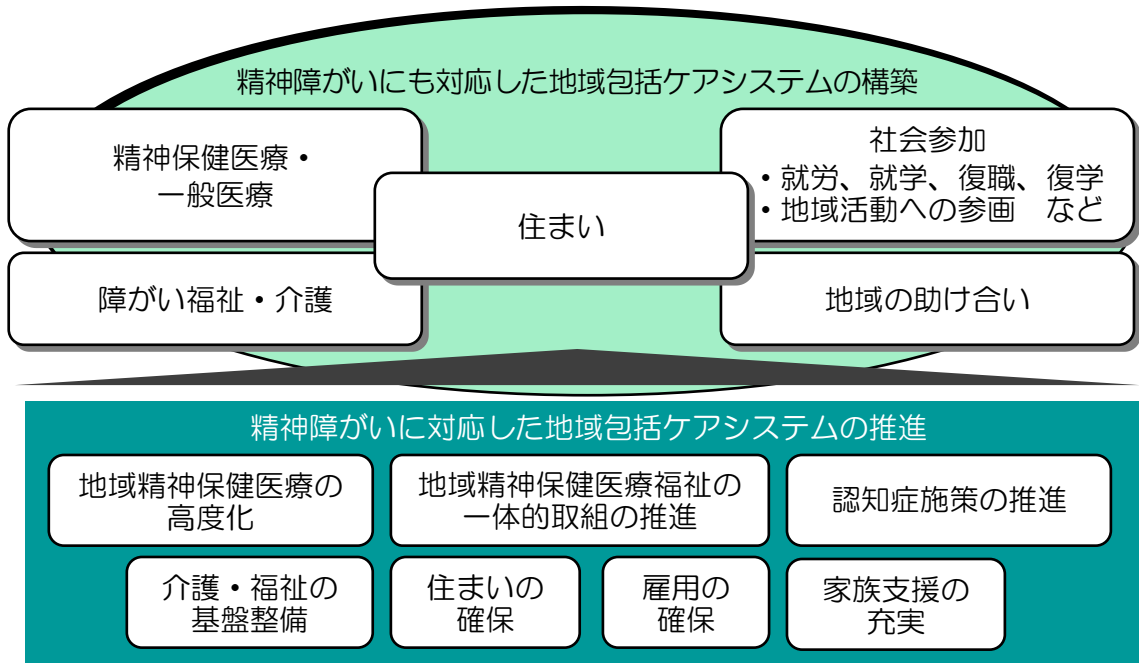
<本市の考え方>

本市では、国の成果目標に基づき、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20	25	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	4	4	4
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	1	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	35	36	36
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	4	4	5

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の基本指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

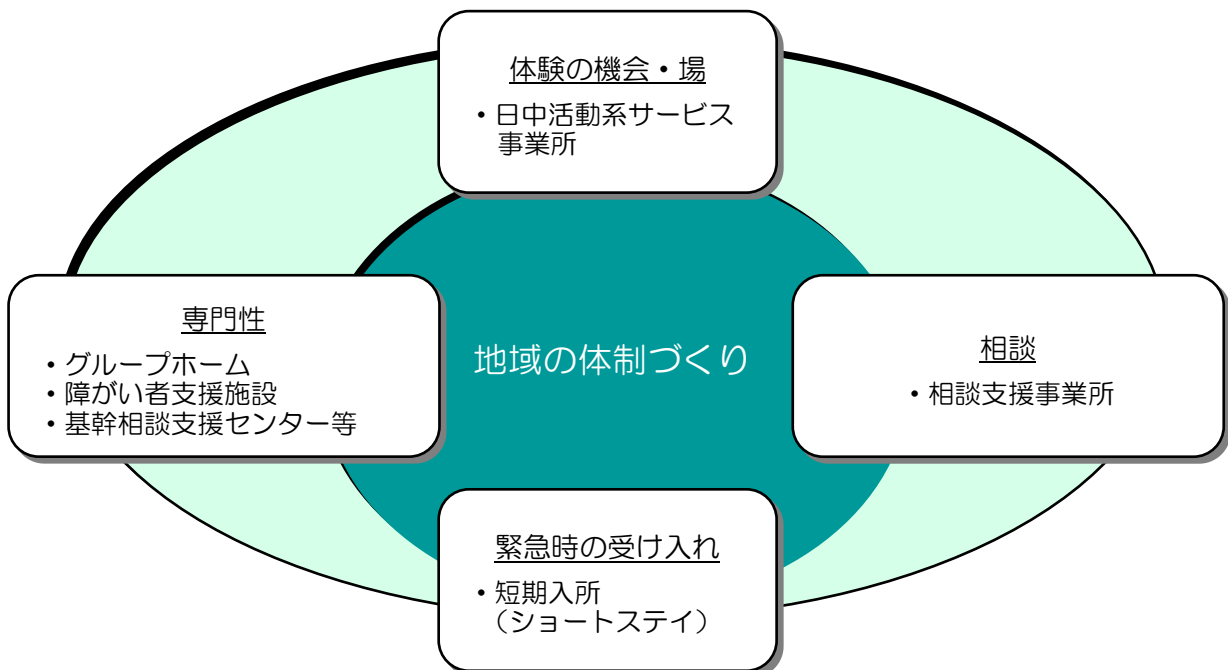
＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をすること。

＜本市の考え方＞

地域生活支援拠点等の確保については、地域での取り組みが基礎となるため、障がいのある人の高齢化や重度化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能として、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりが挙げられており、地域の課題に応じてどのように確保していくか検討していきます。検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、協議会等の場を活用して協議を進めていきます。

＜地域生活支援拠点等の整備一面的整備型＞



出典：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

<国の成果目標>

- ・令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上にする。

<本市の考え方>

本市では、令和5年度中に4人が福祉施設から一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した者（A）	3人
【目標値】令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者（B）	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	133%

(2) 就労定着支援事業の利用者数

<国の成果目標>

- ・令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

<本市の考え方>

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて4人が一般就労に移行し、そのうち3人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

区 分	数 値
【見込値】 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（A）	4人
【目標値】 令和5年度中に一般就労に移行する者の就労定着支援事業利用者数（B）	3人
利用率 $(B/A) \times 100$	75%

(3) 就労移行支援事業の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の1.3倍になること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業を通じて、4人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者（A）	3人
【目標値】 令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者（B）	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	133%

(4) 就労継続支援A型事業の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.26倍になること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	2人

(5) 就労継続支援B型事業の一般就労への移行

<p><国の成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.23倍になること。
<p><本市の考え方></p> <p>本市では、令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。</p>

区 分	数 値
<p>【実績値】</p> <p>令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者</p>	0人
<p>【目標値】</p> <p>令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者</p>	2人

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

<p><国の成果目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。
<p><本市の考え方></p> <p>本市では、令和5年度中に就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数を5か所とすることを目標とします。</p>

区 分	数 値
<p>【見込値】</p> <p>令和5年度の就労定着支援事業所数（A）</p>	6か所
<p>【目標値】</p> <p>令和5年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数（B）</p>	5か所
<p>割合 $(B/A) \times 100$</p>	83%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること。
- ・令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

＜本市の考え方＞

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を検討していきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	無	無	有
保育所等訪問支援の利用体制の構築	無	無	有

(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること。

＜本市の考え方＞

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業所	0	0	1
放課後等デイサービス事業所	0	0	1

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜本市の考え方＞

本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の設置	無	無	有
コーディネーターの配置	無	無	有

6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者等に対する支援を推進します。

＜国の成果目標＞

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。
- ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

＜本市の考え方＞

本市では、発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

また、発達障がいの子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	2	2
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	2	3	4

7 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障がい福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の成果目標>

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

<本市の考え方>

本市では、相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	8
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の成果目標>

- ・令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

<本市の考え方>

本市では、多様化してきている障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	2	2	3
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0	0	1

第2章 障がい福祉サービス等の利用実績と見込量

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービスの提供が不可欠となります。また介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等 包括支援	実利用者数	33	37	36	36	37	39
	時間/月	812	892	800	754	768	993

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）等があり日中にサービスを利用するものです。

第5期計画で新設された就労定着支援は、一般就労に移行する障がい者が増加することを考慮し、今後在職障がい者の就労に伴う生活上の支援がより一層多様化すると考えられます。

障がいのある人が望む地域生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

事業名	事業の内容
就労継続支援 A型（雇用型）	<p>一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。</p>
就労継続支援 B型（非雇用型）	<p>一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。</p>
就労定着支援	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p>
療養介護	<p>医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所	<p>自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
生活介護	実利用者数	117	129	133	134	135	136
	日数/月	2,209	2,408	2,660	2,680	2,970	2,992
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	2	1	1	2	2	2
	日数/月	11	14	22	44	44	44
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	14	13	7	8	8	9
	日数/月	136	122	105	176	176	198
就労移行支援	実利用者数	53	51	40	50	53	56
	日数/月	636	548	600	1,100	1,166	1,232
就労継続支援 A型(雇用型)	実利用者数	35	34	34	35	35	36
	日数/月	469	521	510	770	770	792
就労継続支援 B型(非雇用型)	実利用者数	92	94	95	97	99	101
	日数/月	1,326	1,449	1,425	2,134	2,178	2,222
就労定着支援	実利用者数	5	8	12	16	20	24
	日数/月	5	8	12	16	20	24
療養介護	実利用者数	6	6	5	5	5	5
	日数/月	181	147	155	155	155	155
短期入所 (福祉型)	実利用者数	40	37	15	35	37	40
	日数/月	182	167	120	280	296	320
短期入所 (医療型)	実利用者数	0	2	1	2	2	2
	日数/月	0	2	4	14	14	14

3 居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

また、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行をすすめることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

さらに、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。これらを踏まえ見込量の確保に努めます。

また、施設やグループホームを退所した障がいのある人が安心して地域で生活する上での生活力や理解力を補うため、第5期計画で新設された自立生活援助の見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がいのある人で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
自立生活援助	実利用者数人/月	0	0	0	2	2	4
施設入所支援	実利用者数人/月	63	61	62	61	61	60
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数人/月	54	74	74	75	76	77

4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリング等、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

平成27年4月より、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての対象者がサービス等利用計画の作成が義務化されたことから、事業者の新規参入の働きかけや相談支援事業者との連携強化による質の向上等、相談支援体制の整備に努めます。

事業名		事業の内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画(案)」を作成し、支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数 人/年	273	291	306	321	337	354
地域移行支援	実利用者数 人/年	0	0	0	1	2	4
地域定着支援	実利用者数 人/年	0	0	0	0	1	2

5 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がいの特性に応じた専門的な支援をするものです。

平成 24 年の児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれ、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障がい児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。

平成 28 年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められていることから、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本市の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進するとともに、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れの体制整備を行います。

（1）障がい児相談支援

事業名	事業の内容
障がい児相談支援 （障がい児支援利用計画作成）	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用申請時に「障がい児支援利用計画（案）」を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「障がい児支援利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
障がい児相談支援（障がい児支援利用計画作成）	実利用者数 人／年	95	101	121	145	175	209

(2) 障がい児通所支援

事業名	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与その他必要な支援を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
児童発達支援	実利用者数	64	56	54	65	78	93
	日数/月	335	324	486	583	700	840
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	75	87	89	98	108	118
	日数/月	846	975	801	881	969	1066
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	2
	日数/月	0	0	0	0	0	10
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	2
	日数/月	0	0	0	0	0	14
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	1

6 その他のサービス

事業名	事業の内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	<p>自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」の3つに分けられています。このうち市町村が実施主体となるのが「育成医療」「更生医療」であり、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合に支給認定されます。自己負担は原則1割ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に1か月当たりの負担に上限額を設定する負担軽減策を講じています。</p> <p>【対象者】</p> <p>育成医療：身体に障がいを有する児童（18歳未満）</p> <p>更生医療：身体障がい者手帳の交付を受けた人（18歳以上）</p>

第3章 地域生活支援事業の利用実績と見込量

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行っています。

今後も、障がいに対する理解や関心が多くの市民に深まるよう事業内容の充実を図ります。

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	広報・啓発活動等をはじめ、研修会や講演会の開催等、障がいの有無に関わらず多くの地域住民が参加できるような交流の機会を設けることで、障がいのある人への理解を深めます。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行う事業です。

今後は、ボランティアの養成や活動を支援するとともに、障がいのある人の権利や自立のため、社会に働きかける活動を支援します。

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

3 相談支援事業等

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必用な提案、助言、支援をするというきわめて重要な役割が期待されています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。また、既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための体制整備及び人材育成に努めます。

事業名	事業の内容
相談支援事業等	障がいのある人等からの相談に応じ、福祉に関する様々な問題や安定した地域生活のための、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助等、総合的な相談支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、地域自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
相談支援機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。 本市においては、相談支援事業所や関係機関と連携をとり、支援に向けた人員の確保や仕組みづくりに取り組みます。
住宅入居等支援事業	民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言等を行います。 本事業については、一部の事業を除き、法改正により創設された地域移行支援・地域定着支援として個別給付化されたことから、利用者のニーズに応じた事業の実施に努めるとともに、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めます。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名		単位	第5期計画			第6期計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			実績	実績	見込	見込	見込	見込
相談支援事業	委託	か所	4	4	4	4	4	4
	直営	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター		設置の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後、親亡き後の問題など増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、成年後見制度や権利擁護の情報提供と制度周知に努め、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
成年後見制度利用支援事業	実利用者数人/年	0	0	0	1	2	2

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、社会福祉協議会やNPO法人等、適切な事業運営が確保できると認められる団体の参入を働きかけるとともに、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築に努めます。

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築や法人後見の適正な活動を支援するための事業です。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

6 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、茨城県聴覚障害者協会への委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。また、手話通訳者を行政窓口を設置するよう人員の確保に努めます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業	手話通訳者を市役所内に配置して、事務手続き等の利便を図ります。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 人／年	1	4	4	4	4	5
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0	0	0	1

7 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。

用具の機能や性能の向上、価格の変動に合わせ、給付対象とする「障がい程度基準」や「給付基準額」の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

事業名	事業の内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立支援生活補助用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	件/年	0	4	2	3	3	4
自立支援生活補助用具	件/年	3	2	3	3	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	5	2	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	12	15	16	16	17
排せつ管理支援用具	件/年	1,152	1,228	1,282	1,334	1,388	1,440
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	1	1	1	1
合 計		1,159	1,251	1,305	1,360	1,415	1,470

8 手話奉仕員養成研修事業

平成30年10月には、手話を普及するための「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関して定められたところです。

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成し、聴覚障がい者等との交流活動の推進などの支援者として期待される人材の育成・確保を図ります。

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数人／年	4	6	7	8	10	10

9 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
移動支援事業	実利用者数人／年	8	7	11	12	13	14
	延利用時間時間／年	165	218	217	237	257	276

10 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等を行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等、基礎的な事業を行うとともに、センターの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業等を行います。

事業名		事業の内容
地域活動支援センター 基礎的事業		創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、2名以上の職員配置と安定的な経営によりセンター事業を実施します。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	実績	見込	見込	見込	見込	
実施か所数	か所	6	5	5	5	5	5	
	実利用者数 人/年	18	20	20	20	23	24	
機能強化事業	Ⅰ型（市外）	か所	3	3	3	3	3	3
		人/年	6	6	6	6	7	7
	Ⅱ型（市外）	か所	1	1	1	1	1	1
		人/年	1	1	1	1	2	2
	Ⅲ型（市内）	か所	2	1	1	1	1	1
		人/年	11	13	13	13	14	15

11 その他の事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業 (日常生活支援)	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場の提供を行います。
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 (日常生活支援)	家庭において自力又は家族のみで入浴が困難な重度の身体障がい者、身体障がい児及び難病患者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴介護サービスを提供します。
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員を配置し、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等の支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (社会参加支援)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	障がい者の就労等の社会参加に伴い、自動車の運転免許を取得した際に、その運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	重度の身体障がい者の就労等の社会参加に伴い、自ら使用し運転する自動車の改造を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成します。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
日中一時支援事業 (日常生活支援)	実利用者数 人/年	61	61	65	68	70	73
	延利用者数 回/年	1,377	2,065	2,210	2,297	2,387	2,481
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 (日常生活支援)	実利用者数 人/年	3	5	6	5	6	6
	延利用者数 回/年	249	274	420	426	512	512
生活訓練等	実施の有無	有	有	有	有	有	有
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	巡回支援 専門員整備	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業 (社会参加支援)	実施の有無	有	有	無	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	実利用者数 人/年	0	1	1	2	2	2
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	実利用者数 人/年	1	0	2	2	2	2

